

女性活躍推進法に基づく「女性の活躍に関する情報公表」

2025年6月30日

株式会社河北新報社

女性活躍推進法第21条に基づき、常時雇用する労働者が301人以上の事業場として、女性の活躍に関する情報を以下のとおり公表いたします。

※対象期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで

◎女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

項目	区分	実績
採用した労働者に占める 女性労働者の割合	全労働者	61.1%
	正社員	63.6%
	契約社員	100.0%
	アルバイト従業員	40.0%
労働者に占める 女性労働者の割合	全労働者	20.4%
	正社員	20.6%
	契約社員	11.9%
	アルバイト従業員	30.0%

◎職業生活と家庭生活の両立

項目	区分	実績
男女の平均継続勤続年数の差異	合計	22.7年
	女性	14.0年
	男性	24.9年
男女別の育児休業取得率	女性	100.0%
	男性	100.0%

◎男女の賃金の差異

	男性の賃金に対する女性の賃金の割合
全労働者	77.0%
正社員	73.5%
正社員以外	72.8%

対象期間：2024年4月1日から2025年3月31日まで

賃 金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

正社員：出向者については、当社から社外への出向者を含み、他社から当社への出向者を除く。

パート・有期社員：期間従業員、パートタイマー、嘱託を含み、派遣社員を除く。

※なお、パート労働者については、フルタイム労働者の所定労働時間（7時間／日）をもとに人員数の換算を行っている

以 上